

ポーゼン州のユダヤ教徒の法的地位（一八一五—一八四五） に関する一考察

ポーゼン州議会における議論と一八三三年の暫定規定から

割田 聖史

はじめに

本稿の目的は、ポーゼン州における法的地位の確認とそれをめぐるポーゼン州議会の議論を検討することである。具体的には、一八二七年の第一回ポーゼン州議会における議論、一八三三年に制定された「暫定規定」、一八四五年の第七回ポーゼン州議会における議論をそれぞれ分析することによって、それぞれの時点におけるユダヤ教の法的地位、特に市民権付与によるキリスト教徒との同権がどのように構想されていたかを確認し、比較することとしたい。筆者は、これまでポーゼン州を扱ってきたが、ユダヤ教徒については特に扱ってこなかった。そのため、本稿は筆者にとって基礎作業的な位置を占めている。

本稿の対象時期のポーゼン州のユダヤ教徒を扱った個別研究は比較的早い時期から数多い。その中で挙げておくべきなのは、ポーゼン州に関してさまざまな領域を扱っているラウベルト (Manfred Laubert) の諸論考であろう。ラウベルトをはじめ多くの研究者にとって、ポーゼン州およびドイツ領ポーランドにおけるユダヤ教徒はマイノリティとして理解され、あくまでもドイツ人とポーランド人によって彩られるこの地域の歴史において、いわば付属物的な扱いであったといえるだろう。これに対して、ハーゲン (W. W. Hagen) は、ユダヤ人に対しても、民族闘争の主体としての位置付けを与えた。この試みはその叙述において成功しているとは言いが、その後の研究に大きな影響を与えたと評価できる。ドイツ人とポーランド人の対立に焦点が当てられてきた地域において、ユダヤ教徒に焦点を当て描くという試みは増加している。その代表は、ケムライン (Sophia Kemlein) の著作であろう。特に、第二章はユダヤ教徒の権利関係を扱っており、本稿も大きく依拠している。⁽¹⁾

日本におけるポーゼン州のユダヤ教徒における研究は、長沼の近年の論考がある。長沼は、本稿と同様に一八三三年の暫定規定を扱っているが、ポーゼン州という地域の諸関係の中にユダヤ教徒を位置付けようとするよりも、プロイセン全体のユダヤ教徒の解放過程の中にポーゼン州のユダヤ教徒を位置付けようとしている。そのため、筆者とは対象は同じでも視点は異なっており、相互に補完的な関係をなすといえるだろう。⁽²⁾

以下本稿では、Iでポーゼン州の成立およびその当時のユダヤ教徒と一八二七年の第一回州議会の議論、IIで一八三三年の暫定規定の成立とその内容、IIIで一八四五年の第七回州議会の議論を検討していく。

I、ポーゼン州の成立とユダヤ教徒

一、ポーゼン州の成立

ポーゼン州は、一八一五年に成立した。ポーゼン州となった地域は、主に一七九三年の第二回ポーランド分割で編入された地域の一部であり、ナポレオン期にはワルシャワ公国の一部を形成した。³⁾その後ウィーン会議により、ポーゼン州が定められた。この経緯から分かるように、ポーゼン州は、ポーランド語を話す住民が多く居住し、研究史上では「民族問題」の中心地として扱われている。また、ポーゼン州は、ドイツ連邦に所属しなかった。

ポーゼン州形成の際の一八一五年五月一日にポーゼン州の「領有宣言」が発せられた。ここで示された統治方針が、ポーゼン州の「歴史的権利」を規定したものと⁴⁾して考えられるのである。それには以下のようにある。

「諸君は祖国 (Vaterland) を持っている。そして、それとともに、朕は諸君への愛着を持っている。諸君は朕の君主国に入ったが、諸君のナショナルリティーは否定されることはない。諸君は、朕が臣民に与える国制 (Constitution) に参加する。そして、諸君は、朕の国において、他州と同様な州制度 (Verfassung) を持つ。(中略) 諸君の言語は、公の集会でドイツ語と並んで使用され、その能力にに応じて、大公国の公務員や他の職は開かれている」。ここでの「諸君の言語」は、ドイツ語以外の言語、すなわちポーランド語と考えられる。その結果、ドイツ語とポーランド語がポーゼン州の固有の「権利」と理解されたのである。

地方行政単位としてみるならば、ポーゼン州は、一八一五年四月三〇日の「州機構改組令」⁵⁾によって成立した。この法律は、プロイセンの国家領域を州、各々の州は二つから三つの県、各々の県は郡へと区分し、同時にそれぞれの

官吏組織が規定した。ポーゼン州は、ポーゼン州とブロンベルク県の二つと区分された。

領域的規模で言えば、当然州は県より広範囲なものである。しかし、それぞれの単位の性格は異なっていた。州という単位は、かつてのラントを前提としていたため、当該地域のシュテンデ（諸身分）を考慮して区分された。これに対して、県という単位は、一八世紀の軍事・御料地財務庁を引き継いだ「技術的」行政単位であった。州の行政に関しては州政庁が置かれ州長官がその長であり、県には県庁が置かれ長は県知事であった。二つの単位の性格の相違から。一九世紀前半は、州政庁は、県庁の上位機関と位置付けられず、州長官と県知事の権限は不明確なままであった。⁽⁶⁾

ここで、代表制という問題に目を移してみよう。一八〇六年に始まるプロイセン改革は、国民を創出し、プロイセン国家のために動員するという最終目的を持っていた。そのために、国民代表制度が必要とされ、結果的に一八一五年五月二二日、「国民代表制の設立についての規定」が布告され、単一の国民代表制度の設立を明確に約束した。さらに、この布告では、国民代表制の基盤として、州ごとに形成される州シュテンデが予告された。国民代表の権限は、「課税を含めて市民の人権や所有権に関するあらゆる立法」を議論するという広範に及ぶものだった。⁽⁷⁾しかし、結果的にこの時期には国民代表制は成立せず、一八二三年六月五日の法律（以下「州シュテンデ法」）により、プロイセンの八つの州にそれぞれ州議會を設置することが布告され、州議會が最高レベルの議會とされたのである。⁽⁸⁾

州議會の権限は、州に関する事項の審議、請願や苦情の審議、州のコミナル事務と定められた。ただし、州議會は諮問機関にとどまり、召集権や課税権を持たず、その決定も国王の承認と監督の下に置かれた。

州議會の議員となる州シュテンデの具体的な規定は、各州ごとの個別法によって規定された。ポーゼン州の個別法

を見ていくと、ポーゼン州の州シュテテンデは、聖俗諸侯及び騎士領所有者の第一身分、都市身分の第二身分、都市以外の選出の第三身分と三つの身分に分けられた。また、これ以外にも高位貴族は単独票 (Virilsimme) を与えられ、第一身分に属した。各州の州議会において、各身分の議席の比率はおよそ三・二・一で配分された。この議員の被選挙権は、(一) 一〇年間連続した土地所有 (選挙権は所有期間は問わない)、(二) キリスト教徒、(三) 三〇歳以上 (選挙権では二四歳)、(四) 品行方正であること (der unbescholtene Ruf)、(五) プロイセン臣民であること。以上のように規定された。この結果、州シュテテンデは生得身分ではなく、土地所有を基にした新しい身分団体として形成されることとなったのである。州という「地域」は、地域社団となったといえよう。州長官は、州シュテテンデを監督する立場となり、州議会では「州議会コミッサール」という州議会と国王を媒介する役割を務めることとなった。これらにより、州長官の権限が明確化されていったのである。ここから、州という単位においては、州長官が支配の側、州議会が被支配側の住民の一定の階層を代表すると考えることができるだろう。

ポーゼン州議会は一八二四年から一八四五年の間に七回開催された。¹⁰ポーゼン州議会という場合は、「州」という地域を国王に対して代表する場であり、ドイツ人やポーランド人といった「民族」を代表する場ではなかった。¹¹例えば、「領有宣言」で示されたように、ドイツ語とポーランド語がポーゼン州の「権利」であったため、ポーゼン州議会は、ポーランド語の権利を否定することはなかったのである。これに対して、個別法で分かるように、ユダヤ教徒は最初から政治の場への参加の可能性が排除されていた。権利の主体はあくまでもキリスト教徒であり、ユダヤ教徒はその枠外におかれていたのである。

二、ポーゼン州成立期のユダヤ教徒

まず、ポーゼン州の人口構成を確認しておきたい。一八一六年時点において、ポーゼン州の人口は、全体で七九万人、うちカトリック教徒五二万一五〇〇人、プロテスタント二万八五〇〇人、ユダヤ教徒五万人であった。一八一九年には、全体で八七万六五七八人、うちカトリック教徒五七万〇六三四人、プロテスタント二五万〇一七三人、ユダヤ教徒五万五七七一人であった。一八三〇年には、全体で九九万二五五四人、うちカトリック教徒六一万六四二五人、プロテスタント三〇万六三〇七人、ユダヤ教徒六万九八二二人であった。一八四五年時点では、全体で一三二万九九三五人、うちカトリック教徒八四万八四五〇人、プロテスタント四〇万〇五八六人、ユダヤ教徒八万〇八九九人であった。⁽¹²⁾

ポーゼン州は、経済面で見ると、圧倒的に農業によって特徴付けられていた。一八一六年には住民の七〇・四％、一八四九年には七三・四％が農村に居住していた。州の一四四の都市の内、一一〇の都市は住民が三〇〇〇人以下であった。一八四九年で、一万人以上の都市は、ポーゼン市（三万九〇〇〇人）とブロンベルク市（一万三〇〇〇人）の二つのみで、リサ、ラヴィツチュ、クロトシンのみが七〇〇〇人を越えていた。一八四九年において、ユダヤ教徒は農村では五・三％であったが、都市では二〇・二％であった。同時期に、都市では、ドイツ人住民、ポーランド人住民がそれぞれ四〇％であり、ポーランド人はほとんど都市の下層住民であった。ケンペンなどの諸都市では、ユダヤ教徒住民は五〇％を越えていた。

また、ユダヤ教徒は、三〇〇〇人以上の大都市に多く住んでいた。州のユダヤ教徒の半分以上の五三％は三〇〇〇人以上の大都市に居住し、三七％が一〇〇〇人から三〇〇〇人の都市に、四％が一〇〇〇人以下の都市に、残りの六

%が農村に居住していた。ポーランド人は圧倒的に農村に居住し、ドイツ人は三分の一が都市に、三分の二が農村に居住していた。⁽¹³⁾

ユダヤ教徒の職業構造を見ると、貿易・信用・工業・金利生活者が六三・三%、手工業三四・〇%、知的職業二・五%、農業〇・二%となっている。プロイセン全体で比べると貿易・信用・工業・金利生活者が低く（プロイセン全体は八七・七%）、手工業者が高い（同七・六%）点に特徴があるといえるだろう。⁽¹⁴⁾

ポーゼン州の成立と同時に東部はロシア領となったため、ポーゼン州はかつてのポーランド東部への販路を失った。その結果、ポーゼン州の主要産業である織物業は衰退し、ポーゼン州は、プロイセンの中でも産業的に最も遅れた地域となった。⁽¹⁵⁾ 織物業の衰退は、手工業者として働いていたユダヤ教徒も直撃したため、ポーゼン州のユダヤ教徒の経済状況も悪化した。

ここで、一八一五年前後のポーゼン州におけるユダヤ教徒の法的地域を確認しておきたい。後に一八一五年ポーゼン州となる地域は、何度かの変遷を経てポーゼン州として編成された。

まず、北西部のネッツ地区は、一七七二年の第一回ポーランド分割の際にプロイセンとなった。この地域には、一七五〇年の一般ユダヤ教徒規定が適用された。⁽¹⁶⁾ これにより、ユダヤ教徒ゲマインデが持っていたすべての特権は廃止された。⁽¹⁷⁾

ネッツ地区以外の地域は、一七九三年の第二回ポーランド分割によりプロイセンに編入され、ズユートプロイセン州の一部となった。一七九五年の第三回ポーランド分割により、プロイセンは、ズユートプロイセン州のさらに南部と東部に領地を獲得し、ノイオストプロイセン州として編成した。両州には当初、一七五〇年の一般ユダヤ教徒規定

が適用されたが、ユダヤ教徒住民の多数さを考慮して、一七九七年四月一日に「ズュートプロイセン、ノイオストプロイセン州に関する一般ユダヤ教徒規定」が規定された。この規定は、ユダヤ教徒に政治的権利を与えなかったが、ユダヤ教徒の社会的地位を上昇させ、国家にとって有用な存在にしようとしていた。ユダヤ教徒は、一定の姓を受け入れなければならない、他地域の「保護ユダヤ教徒」と同様な扱いとなった。また、ユダヤ教徒ゲマインデの自治は廃止され、その代表は自分たちで選出した長老ではなく、市長が「ユダヤ教徒都市議員」を決定することとなった。⁽¹⁸⁾

この後、一八一五年にポーゼン州となる地域は、一八〇七年七月のティルジツト講和条約によりプロイセンから割譲され、ワルシャワ公国の一部となった。ワルシャワ公国は、フランスの衛星国であり、「ナポレオン法典」が導入された。ワルシャワ公国憲法はすべての市民の法の前の同権を保証しており、これはユダヤ教徒にも適用され、一七五〇年と一七九七年の一般ユダヤ教徒規定は廃止された。しかし、実際にワルシャワ公国を支配するシラフタ層は、農民解放やユダヤ教徒の同権には否定的であった。一八〇八年三月に、フランスでユダヤ供与の同権を一〇年間留保した「恥辱令 (Décret infâme)」⁽²⁰⁾が布告されたのを受けて、ワルシャワ公国でも同法令が同年一〇月一七日に適用された。その後さらに種々の制限が加えられ、ユダヤ教徒は世襲領を獲得できないこととされ、またビール・火酒の醸造、居酒屋の営業も禁止された。さらに多くの都市では以前の居住制限が残っていた。⁽²¹⁾

一方で、ティルジツト講和条約後、プロイセンは国家存亡の危機に立たされた。この状況を打破するため、プロイセン改革が始められた。プロイセン改革の目的は、プロイセン公民（国家市民、国民）を創出し、その力を国家のために動員することであった。そこで、世襲隷農が廃止され、自立した都市市民を基礎にプロイセン公民を作り出すこ

とが目指された。ユダヤ教徒の解放は、このような自由主義的改革的対象の一つとなった。そこで、一八一二年三月一日に「プロイセン諸国家におけるユダヤ教徒の市民的諸関係に関する勅令」(以下、「解放勅令」)が發布された。⁽²²⁾この勅令の最大の意義は、プロイセンに居住するユダヤ教徒を「国内人およびプロイセン国家市民」と規定したことである。一定の家族名の届出、ドイツ語とその地の現地語・ドイツ文字とラテン文字の使用という前提条件はあったが、国内ユダヤ教徒には、キリスト教徒と同様の市民権と自由が保証され、居住地・職業の制限の撤廃、土地取得などが認められた。

ポーゼン州が成立した直後、州長官ツェルボーニ (Joseph Zerboni di Spocetti) は、一八一五年七月一五日の「公開状 (Publicandum)」において、ポーゼン州の多くのユダヤ住民、特に「有益な職業」に従事していないユダヤ教徒に対して、プロイセンの旧諸州におけるユダヤ教徒に関する規定は当面適用されないことを明らかにした。他方で、ツェルボーニは、宰相ハルデンベルクの指示に基づいて、ナポレオン政府が導入したコシエル (清浄な肉) に関する特別税を廃止した。この「宗教の課税」は、プロイセン税制の原則と合致しないためであった。⁽²³⁾

一八一七年一月三日内相の回状は、再占領された地域において、「解放勅令」と一八〇八年の都市条令の修正まで、既存のユダヤ規定に従うことを決定した。この二つの規定に従って、ユダヤ教徒の都市住民は、都市市民権を獲得することになっていたのである。しかし、当時のプロイセン国家全体には、一八一二年の勅令の他に、二〇以上の異なるユダヤ教徒に関する規定が存在しており、統一的な規定はなかった。⁽²⁴⁾プロイセン全体のユダヤ教徒の統一的権利の規定は、その後も何度も予告はされたが一八四〇年代まで実現しなかった。

ポーゼン州成立直後は、ユダヤ教徒に関しては一七九七年の規定が適用された。一八一六年一月九日の勅令によ

つて、一八一七年三月一日から一般ラント法と一般裁判規定が導入されたこととなった（二一条、二二条一）。同時に、ワルシャワ公国期に廃止された以前の特別な諸権利は適用されないことが確定した（二三条）⁽²⁵⁾。この結果、ポーゼン州のユダヤ教徒は、「恥辱令」と一八〇八以来再び導入された制限を加えられた上で、ワルシャワ公国期の規定を適用された。時限立法法である「恥辱令」の一八一八年の終了後である一八一九年一〇月、内相シュックマンは、ブロンベルク県とポーゼン県の県庁に権利状況について説明し、ワルシャワ公国においてユダヤ教徒が負っていた個々の制限を説明した。つまり、ワルシャワ公国期の権利状況に戻るはずであったのである。しかし、実際には、ブロンベルク県とポーゼン県の官吏は、再び一七九七年の規定の決定へと立ち戻った。しかし、この理由は不明である⁽²⁶⁾。この結果、一八一九年以降、ポーゼン州においては、一七九七年の一般規定が通用することとなった。しかし、予告されたプロイセン国家に統一的なユダヤ教徒に関する規定は延期され続け、暫定状態が永続的なものとなっていた。ポーゼン州に関しては、一八三〇年代初頭まで、この「暫定状態」が続くこととなる。

三、第一回州議会（一八二七年）における議論

ポーゼン州の成立以来、キリスト教徒である住民がユダヤ教徒の権利関係について、その見解を表明する機会はなかった。上述の州シュテテンデ法に基づいて、ポーゼン州では、一八二七年に第一回州議会が開催された。国王は、州議会に対して、「ユダヤ教徒の市民的諸関係の確定」に関する議論を行うよう「提案」を行った。この提案に対しての議論が、ポーゼン州のキリスト教徒のユダヤ教徒の権利関係に関する見解の最初のものであると位置付けることができる⁽²⁷⁾。

国王の提案を受けて、州議會は、一八二七年二月二日に「鑑定 (Gutachten)」を出し、その見解を示した⁽²⁸⁾。鑑定において、議員の多数が「解放勅令」の適用とユダヤ教徒の市民的権利と自由の付与は、「時期尚早であり、危険である」ととらえていることが明らかにされた。その理由は、商業での競争が激化すること、慣習や生活様式に関してユダヤ教徒とキリスト教徒の間の相違が挙げられた。特に、ユダヤ教徒は従来「農業や肉体的労苦を必要とする職業の指導によって市民権に適するように努力してこなかった」とされた。

しかし同時に、「キリスト教徒との同権に値する」ユダヤ教徒もいる。にもかかわらず、帰化ユダヤ教徒と非帰化・保護ユダヤ教徒などといったような二つの等級に区分した上での市民権の付与に反対した。その理由は、まず、区分を貫徹するのが非常に困難であるということであった。さらに、この区分によって特権化された一部のユダヤ教徒は、そうでなかったユダヤ教徒の上昇に関して関心を持たなくなる結果、等級分離は、全ユダヤ教徒の同権を延期させることになるためであるとした。

現在の状態の継続が適切かどうかという問いには、州議會は、ユダヤ教徒は法的に十分規定されたとみなすことのできない状況にあるとしたが、市民的権利に関しては、ユダヤ教徒は次の一〇年間市民権が拒否されるという結論へ至った。

最終的に、一八二八年二月二〇日付の州議會決議に記された国王への返答は以下のようなものであった⁽²⁹⁾。

まず冒頭に、「ユダヤ教徒は現在全体として市民権の獲得に適していない」という見解が示される。そして、「彼らの習俗・慣習・生活様式はキリスト教徒のそれと大きく異なっているからであり、またユダヤ教徒は、農業の従事によって、つまり肉体的努力の必要な職業の導きによって、市民権にふさわしいように努力していないからである。同

様にシュテンデにとつて、——實際に無条件に市民権を許容できるユダヤ教徒が州に存在したとしても——不利な結果をもたらすだろうから個別的に例外を認めることは得策であるとは思えない。というのは、他のユダヤ教徒から分離された解放は、もはや、信仰を同じくするものの完全化（解放の実現）に繋がるのではなく、それによって全体の解放の 때가 遠ざかるだろう」と「鑑定」と同様な理由が述べられた。

しかし、「できるだけ早くユダヤ教徒が現在の状況から脱すること」が必要であり、同時に、キリスト教徒の営業の安全のために、法的制限が得策であるとし、以下の一二点の具体的措置の検討を訴えた。

- (一) 州のユダヤ教徒の住民を正確に調査すること。
- (二) 早期の結婚の禁止によりユダヤ教の身体的な弱さを予防すること。
- (三) ドイツ語とポーランド語の完全な知識をラビや宗教教師に義務とすること。宗教教師は大学に二年在学し、適切な試験を合格するまで許可されない。
- (四) 礼拝をポーランド語かドイツ語で行うようにすること。
- (五) ヌダヤ宗教学校の他に個人学校を設立しないこと。ユダヤ教徒の子弟は公共のキリスト教の学校で教育すること。
- (六) ヌダヤ教徒の市民権を兵役によって促進すること。
- (七) キリスト教徒をユダヤ教徒の礼拝に受け入れることをユダヤ教徒に禁ずること。
- (八) 薬剤師技術の使用と酒場営業からユダヤ教徒を除外すること。これに対して、他の職業や農業への従事、都市・農村の土地の購入は、一定の条件の下に許容される。
- (九) ゲマインデ諸関係を考慮して、ユダヤ・シナゴグを社団 (Corporation) として扱うこと。
- (一〇) ヌダヤ教のラビ、長老、その他のシナゴグ勤務者に、民事官吏のもとにある行政への干渉を禁ずること。
- (一一) 一定の条件の下でのみ、ユダヤ教徒の債権に完全な信用を与えること。
- (一二) 安息日を日曜日にできるだけ変更させること。

そして最後に、シュテンデは、「一〇年後に」ユダヤ教徒の解放の事項を再び審議する、とした。

これに対して国王は、州議会の審議を今後必要な際に考慮すると応じたのみであった。⁽³⁰⁾

II、一八三三年暫定規定

一、一八三〇年代初頭のポーゼン州のユダヤ教徒に関する報告

一八三〇年代のポーゼン州は、州長官フロットヴェル (Eduard Heinrich [von] Flottwell) の時代として特徴付けられる。フロットヴェルが着任した当時、一八三〇年一月からロシア領で一月蜂起が起こっていた。一月蜂起は、結果としてポーゼン州のユダヤ教徒に関する規定の制定を加速したといえる。

フロットヴェルを含め、一八三〇年代初頭のポーゼン州の政治の方向付けにおいて、重要な位置を占める人物が三人いた。それは、ポーゼン駐留の第五軍団の將軍グロルマン (Carl von Grolmann) 、内相ブレン (Gustav von Brenn) 、そして、州長官フロットヴェルである。それぞれが、ポーゼン州のユダヤ教徒に対する見解を持っており、一月蜂起の後に、それぞれの報告において、ユダヤ教徒について触れている。

まず内相ブレンは、一八三〇年一二月、プロイセンにおけるユダヤ教徒の将来の権利関係に関する草案を作成した。この草案は、他の大臣の賛成を得られなかったが、このブレンの草案の内容の一部は、ブレンが後に作成に参加することとなったポーゼン大公国のユダヤ教徒の規定に見出せる。ブレンは、その草案において、「ユダヤ教徒国家市民」と「保護ユダヤ教徒」という形で、プロイセンのユダヤ教徒を二つの等級に分けている。「ユダヤ教国家市民」の獲得のための重要な条件として、適切な職業活動が必要とされた。興味深いことに、ブレンは、ポーゼン州のユダヤ教徒に対しては、ドイツ語の代わりにポーランド語の能力を更なる条件として考えていた。ただし、すべて

のユダヤ教徒は、政治的権利から排除されたままであり、「ユダヤ教徒国家市民」に移動の自由と一定の条件付きの土地所有の権利が許容されただけであった。また、ブレンは、学校教育と軍役をユダヤ教徒の改宗に適した手段であると考へた⁽³¹⁾。

ポーゼン州の状況に関するもので、三人のうち最も早いものは、グルルマンの一八三二年三月二五日付の「ポーゼン州に関する報告」であり、そこでユダヤ教徒について触れられている⁽³²⁾。

グルルマンは、「ポーランドにおけるユダヤ教徒は、この地の腐敗の主要な原因である。すべての産業は彼らの手の中にある。彼らがなければ、いまや何もできない」とし、他の人々を墮落させる元凶ととらえた。この状況を変えるために必要なのは、ユダヤ教徒を「彼らのがめつい取引から引き剥がすこと、労働能力のある人間に教育することを促進すること」、「シナゴークの闇から光へ」と精神的・宗教的教育を行うことであるとした。そして、この手段を、「一度に強烈に、好意を持って、首尾一貫して」実施することが重要であるとし、さらにその対象は「すでに成長した世代」ではなく、「成長する世代」であるとした。この目的のための措置として、以下の七点を挙げている。

- 一、「腐敗したユダヤ人の最後の世代」として、二〇歳以上に関しては従来との関係のままでとどまる。
- 二、ある時点から、厳しい罰の下で、二〇歳以下のユダヤ教徒に対して違法な行為を禁じる。そして、農業・手工業に従事させ、知識人はユダヤ教の研究ではない研究を行わせる。さらに、商業では、自分で生産したもの以外は販売させないようにする。
- 三、二〇歳のユダヤ教徒は、「秩序、紀律、清潔、肉体的努力」を学ぶために兵役につく。病弱なものは、公共の労働で全体の利益となり、労働に慣れるために、労働キャンプ（Arbeits = Kampagnien）に集められる。
- 四、軍役終了後の生計について、国家は必要な土地を与え、ユダヤ教徒共同体は他の必要な補助を与える。
- 五、宗教

祭祀全体及び教育制度は、上級国家官吏の保護と指導の下に置かれる。いくつか大学においてユダヤ教の講座が設立され、そこで学ばないものはラビにはなれない。六、ユダヤ教徒は、「キリスト教徒に労働のすべても負担を押し付ける」ため、キリスト教徒の使用人 (Dienstleute) を雇うことは許されない。七、「ユダヤ教徒は自身の宗教をあきらめるであろう」から、三世代の間この制度が貫徹されなければならない。

ブレンもまた、一八三二年七月三〇日付けの「ポーゼン州の行政規範に関する国王への報告書」においてユダヤ教徒に言及している。⁽³³⁾

ブレンも、グロルマンと同様に、ポーゼン州のユダヤ教徒は、「全ての商業が彼らの手中」にあり、「全ての身分、特に農民を持続的な依存へと留めている」とし、火酒などのアルコール販売により、農民を墮落させるととらえている。この改善のために、先に挙げた草案の内容の他に、「ユダヤ出自の成長しつつある世代の教育」を重視する。ブレンは、教育に関する現状を把握しておらず、ただ「ユダヤ教員の授業がラビの手の中にある」ということと、その授業は「モーゼ書とタルムードの教えにのみ」であることを認識しているとす。そして、このことが、「ユダヤ教徒の他の国家社会への接続」そして「よりよいものへの真の教育と進歩」にとつて、「大きな障害」となっている原因とした。そこでブレンは、ラビは、知識と授業に関して基本的試験を受けること、授業計画を規定すること、その遵守を厳密にコントロールすること、の三点を宗教・授業相に提案した。さらにブレンは、ユダヤ教徒に「秩序、紀律、清潔、肉体的努力」を教育するのに有効なのは、兵役であるとした。「三年間兵役を勤めたユダヤ教徒は、それによって、内面が改良され、高貴となる」からである。さらに兵役に耐えることのできない者も労働キャンプで働くべきとした。これを実行したならば、「この手段の福利的な結果がすぐに明らかになるだろう」とした。

二人の報告は、ユダヤ人の特に商業活動に対するネガティブな評価、さらにユダヤ教への否定的なイメージからユダヤ教徒の状況を極めて否定的に描いている。また、ユダヤ教徒の「改良」のために、キリスト教の学校を通じた教育、軍役という手段を使用するということは共通しており、これは後の暫定規定に反映することとなる。

フロットヴェルは、二人に対して、まずユダヤ住民の状況を把握するために、さまざまなゲマインデの指導者と諸関係の変更に関して検討した。⁽³⁴⁾そして、フロットヴェルは、内相宛に作成した一八三一年の行政報告（一八三二年九月二〇日付）において、ユダヤ教徒について触れている。⁽³⁵⁾

フロットヴェルも、ユダヤ教徒を「住民の中で真に非難すべき部分」という評価を持っている。しかし、その原因は、ユダヤ教徒自身に帰せられるだけでなく、「一七年間、この住民は本質的な市民権がなかった」状態に求められた。ユダヤ教徒は、ゲマインデ指導者の恣意の下に置かれ、「払うことのできない負担」を負わされている。そして、たいいていのシナゴグは、指導者の「良心のなさ」と領主の暴力によって、その価値を大きく越えて負債を負い、多くのものはすでに競売に掛けられている。その結果、シナゴグが結びつけているユダヤ教徒の「最後まで特に重要な紐帯」が無くなることとなり、ユダヤ教徒の共同体は崩壊し、州の治安を危険にさらすこととなる。すでに、「制限と無保護の状態」はユダヤ教徒住民を「墮落の状態」まで導いている。その証拠に、ユダヤ教徒の五分の四はまったくな職業で生計を立てているが、少なくとも五分の一は、闇取引、詐欺や窃盗に手を染めているのである。

さらにフロットヴェルは、ユダヤ教徒は「名状しがたい悲惨さと奥深い非道さ」の中にあるため、「瞬間瞬間が提供する利益にのみに従う」存在に過ぎないため、ユダヤ教徒の政治的信条は「無価値」である、と評価した。そして、ユダヤ教の間には、ポーランド貴族やカトリック聖職者によってかつてなされた「恣意の記憶」がまだ残っており、

他方でプロイセン国家による状態の改善への希望を持っている。そのために、ユダヤ教徒は、ポーランド人の一月蜂起を「不安と恐れ」を持って見ており、それに加わることはなかった、とした。そのために、ユダヤ住民の社会的状態を規定し、彼らに国家市民の権利を保証する体制を与える立法が必要であると訴えた。

ユダヤ教徒に対するネガティブな評価はグルルマンたちと同様であるが、その責任をユダヤ教徒の「本質」だけではなく、ゲマインデ指導者、ポーランド貴族、そして市民的権利を与えていないプロイセン政府といったいわば社会的条件にも求めているの。そして、ユダヤ教徒の政治的な見解はポーランド人の政治運動に必ずしも好意的ではなく、適切な立法を行えばプロイセン国家に忠実であろうとフロットヴェルは考えていた。

一八三二年一月八日に「ポーゼン州の行政事項の審議のための直属委員会」が設立され、内相ブレレン、財相、法相、フロットヴェルとグルルマンから構成された。この直属委員会は、都市中間層と農民層の経済的促進、同時にシラフタの政治的・経済的影響の排除を目指したプログラムを実行した。そして、ユダヤ教徒の法的地位についても議論された。⁽³⁶⁾

フロットヴェルは、一八三二年一月二日に彼の構想に基づいた草案を作成し、一八三三年一月にこの草案を直属委員会に提案した。フロットヴェルは、新たな法律を作成し、ユダヤ教徒を社団の再編することにより、国家の監視の下、社団の内部行政に秩序をもたらすことを望んだ。その際、国家は宗教の規定には介入せず、財政にのみ介入することとし、他方で、社団には、学校授業、職業活動の領域に関して権限を認めた。また、ユダヤ初等学校における授業語はドイツ語とされたが、その理由は、ドイツ語の知識はポーゼンのユダヤ教徒に一般的であるということであった。

また重要なのは、国家市民権を許容される「帰化ユダヤ教徒」、市民権を持たない「非帰化ユダヤ教徒」という二つの等級へのユダヤ教徒の区分という構想であった。直属委員会は、「もしユダヤ教徒が一定の状況で国家市民権を得る可能性があるならば、よりよい状況が引き起こされるであろう」としたが、同時に、「キリスト教住民の保護」のために、すべてのユダヤ教徒は国家市民権を得ることはないため、これはユダヤ教徒の「改良」のための刺激ととらえていた。また直属委員会は、ユダヤ国家市民の一部は次第にプロイセンの他の州へ移住すると予測した。しかし、州の七万人のユダヤ住民のうち二万人が他の州へ移住したとしても、一三〇〇万人のプロイセン住民の中において、この程度の人数は「誰にも不利益が生じないだろう」とした。そして、州内のユダヤ教徒の状況の改善は最終的に、ユダヤ教徒野のこの三分の一の流出によって解決するだろうとした。

一八三三年二月二六日、直属委員会の草案は内閣に提出され、ほとんど変更されずに決議された。そして、この法律は六月一日に發布された。

以上の過程で分かるように、この法律は、政府・官僚主導で作成されたことが明らかであろう。特にプロットヴェルの影響が大きかったことが明白である。

二、ポーゼン大公国のユダヤ教徒制度に関する暫定的規定

この法律は、「ポーゼン大公国のユダヤ教徒制度に関する暫定的規定」(Vorläufige Verordnung wegen Judenwesens in Großherzogthum Posen)として一八三三年六月一日に發布された。⁽³⁷⁾

この規定は全三〇条からなっている。新たなゲマインデ体制（一条—八条）、学校・宗教授業に関する規定（九条

— 一三条）、いわゆる帰化 (Naturalisation) 適切なユダヤ教徒への付与 (一六条—二〇条)。帰化されたもしくは許容されたユダヤ教徒の権利関係について (二一条—二八条) が主な内容である。³⁸⁾ すでに長沼が指摘しているように、教育問題に重点が置かれていることは明らかであり、その内容はすでに長沼がまとめている。³⁹⁾ ここでは、長沼があえてとりあげなかった新ゲマインデ体制、帰化ユダヤ教徒に関する規定を見ておきたい。

まず、ゲマインデの構成に関して、それぞれの地域のユダヤ教徒共同体 (Judenschaft) は、シナゴークを中心とした宗教共同体と規定され、社団としての権利を付与された。ユダヤ教徒はその社団に属することとされた (一条、三条)。

社団の権限は、信徒の内的諸関係と社団事項として割り当てられていることに限定され、他の事項には及ばない (二一条)。社団を運営に関しては、土地を所有するか、自立的に職業を営むなど、経済的に自立した者で、なおかつ品行方正な (unbescholtener) 者が票決権を持つとされ (四一条)、その中で一定数の代表を選出し、その代表が行政官吏を選出し (五一条)、県の監督の下、彼らがユダヤ教徒社団の行政を担うとされた。代表と行政官吏の権利と義務は、一八三一年三月一七日の修正都市条令によって参事会と市議会の権利と義務について含まれる規定と同様とされた (七一条)。社団の財政は、県の監視の下にあり、その承認なしに、負債・土地売買・課税などが行えない。また、社団は県に会計報告を行い、必要ならば県は社団行政を指導することとされていた (八一条)。

ここで設立された社団は、かつてのキリスト教国家の枠外の存在という位置付けではなく、政府が財政面 (そして教育) で直接介入していくべき存在としてとらえられている。

次に、帰化ユダヤ教徒についてである。社団が形成されたら、県は、社団の代表とともに、社団の名の下に、適切

なユダヤ教徒の家長や個人は帰化について検討するとされた（一六条）。帰化の条件は、（一）生活態度における完全な品行方正さ、（二）公共の事柄、意思表示、計算などにおけるドイツ語能力。（三）特定の家系（一七条）を前提に、さらに以下が証明されねばならなかった。（一）一八一五年六月一日以来継続的な居住地をポーゼン州に持っていること。もしくは、その後の居住を国家の書面による承認を得ること。（二）①学問や芸術に従事し、その収入で生活できている。②土地を所有し、自身で耕作することで生計を立てている。③都市においては、立派な職業に従事している。④都市においては、少なくとも二〇〇ターラーの価値のある土地を負担なく、自身で所有している。⑤少なくとも五〇〇ターラーの自身の資本所有がある。⑥愛国的行いにより、国家に特別な功績がある（一八条）。これらを証明できれば、暫定的な帰化特許（Naturalisations = Patent）が与えられた（一九条）。

帰化ユダヤ教徒は、居住の自由、職業の自由が与えられ、土地取得も可能とされたと同時に、キリスト教徒と同じ義務を果たすこととされた。しかし、国家官吏と参事会指導者の地位、郡議会、コムーン議会、州議会の議員に就くことはできず、また、騎士領を獲得した場合、所領と結びついた特権を行使することできないという制限があった。さらに、他州への移転も内相の許可が必要とされた（二〇条）。

他方で、帰化に適さないユダヤ教徒は、非帰化ユダヤ教徒とされ、まず社団の行政官吏によって登録された（二二—二三条）。それでも証明できないものは、外国人とされた（二四条）。登録された非帰化ユダヤ教徒は「許容されたユダヤ教徒」とされ、以下のような制限が加えられた。（a）二四歳以前の婚姻は認められない。（b）居住地は都市にのみ許可される。ただし、ユダヤ街区に制限されることはない。しかし、都市市民権を獲得することはできない。（c）営業権のある商売からは排除される。居酒屋業は、県の査定により個別に許可される。行商は無条件に禁止さ

れる。他のすべての許可された営業の従事は許容される。(d) 農村では、非帰化ユダヤ教徒は、以下の場合のみ居住地を許可される。農地を獲得するか耕作し、それを経営している場合、もしくは、奉公人(Dienstbote)として土地所有者に仕えるか、火酒製造者やビール醸造者などとして、農業的営業の一部に従事している場合である。農村での飲み屋の営業は禁止される。(e) キリスト者の徒弟(Dehring)、職人(Geselle)、召使の受け入れは許可されない。また、貸付業にも制限が加えられた(二五条)。そして、非帰化ユダヤ教徒は、規定された資格を証明できれば、帰化特許を得ることができるとされた(二八条)。

この規定の特徴は、ユダヤ教徒ゲマインデを社団化し、国家の掌中に収めたことである。これによって、ユダヤ教徒社団の財政を監視することを目的としていたのである。さらに、ユダヤ教徒の同権は、帰化と非帰化とユダヤ教徒を区分して初めて実現されるとしたことも特徴である。

この規定の導入により、ポーゼン県では七五、ブロンベルク県では四九の社団が設立されることとなった⁽⁴⁰⁾。しかし、ここでは触れることができないので、暫定規定導入後の状況については別稿を期したい。

Ⅲ、第七回ポーゼン州議会(一八四五年)におけるユダヤ教の同権に関する議論

一八三三年の暫定法の成立以後もプロイセン国家全体に適用されるべき新規定についての検討は続いた。これに関して、ポーゼン州議会に目を再び転じると、一八四五年の第七回州議会において、ユダヤ教徒の法的地位に問題を再び扱った。この時は、国王からの「提案」ではなく、州議会の側から動議を起し、「請願」するに至っている⁽⁴¹⁾。

この議論は、議員からの動議と州内の都市のユダヤ教徒からの州議会への動議のための九つの請願によって始まっ

た。⁽⁴²⁾ これらの請願は、すべてユダヤ教徒の解放、すなわち国家の他の住民とのユダヤ教徒の同権を含んでいた。⁽⁴³⁾ これらの請願は、第三委員会⁽⁴⁴⁾で扱われ、その報告は一八四五年三月一日に本会議に上程され、検討された。

委員会は、請願の内容を読み上げ、以下の内容の報告を行った。報告は、すべての請願は、ユダヤ教徒の嘆かわしい状態は自身の責任ではなく、何世紀にもさらされてきた抑圧の結果であるということと一致していた。また、一八三三年六月一日の規定は、暫定的なものであり、ユダヤ教徒がキリスト教徒との同権にふさわしくなるようにするためのものであるため、抑制的なものである、とした。

個別の請願を見ておくと、シュヴェーリンの請願は、ワルシャワ公国ではユダヤ教徒の権利は一〇年間のみ留保されたのであるが、その結果、一八一八年には完全な権利が認められたはずであるということ指摘していた。そして、一八一八年以来、同権が享受できていないなら、それはユダヤ教徒の責任ではなく、権利関係の適切な評価の欠如に責任があるとされた。ボムスト郡の諸都市の請願は、非帰化ユダヤ教徒に他州への移住が禁じられていること非難した。また、クロトシンから請願は、すべての信仰への同権という宗教的寛容というポーランドの「歴史」に言及した。⁽⁴⁵⁾

この後、第三委員会の委員長ジャウンスキが発言した。委員会は、ユダヤ教徒の同権は、啓蒙された諸国民の間ではすでに一般的としながらも、ポーゼン州においては完全な同権が「時期尚早すぎる」として、以下のような制限を加えた。(一) 一八三三年の暫定規定による帰化ユダヤ教徒と非帰化ユダヤ教徒の相違を廃止する。(二) 暫定規定の意味においてポーゼン大公国の住民として承認されたすべてのユダヤ教徒（帰化ユダヤ教徒と許容されたユダヤ教徒）は、民事的・政治的権利においてキリスト教徒と同権になる。しかし、暫定規定の二〇条の制限は留保される。

さらに、農村に住居を持つユダヤ教徒は、宿泊業、居酒屋、小売業に就くことは許されない。⁽⁴⁶⁾

続けて議論が行われた。ユダヤ教徒の完全な解放をするべきという主張、ユダヤ教徒を解放すべきではないという主張など、さまざまな見解が戦わされた。

ある議員が、州議会議員は一般の利害においてその見解を発しなければならないとし、「議会は、さまざまな請願での提案に従って完全な解放を支持するかどうか」と問い、票決が行われた。支持するとしたのは一九人、否定したのは二七人であった。

この結果、帰化ユダヤ教徒は完全に解放されるのか、という問題が生じる。たしかに委員会は、一定の条件の下での解放を提案したが、そこにはさまざまな意図が存在した。そこで州議会は、一定の条件の下（これに関しては、更なる議論や決定は留保されている）で解放に賛成するかどうか、という問題が生じる。この問題の票決が行われ、三人が一定の条件の下での解放に賛成した。これに対して、一四人の議員は、請願などの提案の主旨は完全な解放であるので、条件付解放には賛成できないとした。委員会が提案した条件、それへの補足や修正などの課題が残っており、更なる議論が行われるはずであったが、この日はすでに遅かったため、次回へと延期された。⁽⁴⁷⁾

四月三日にこの続きが議論された。三月一日の議論を受けて、ユダヤ教徒の制限付き解放に関して、第三委員会による報告がなされた。そこでは、ユダヤ教徒に課される一定の条件とともに、「個人的解放」の道を示していた。⁽⁴⁸⁾その後個別の条件について、議論と票決が行われ、最終的に以下のような形で、国王に対して請願された。⁽⁴⁹⁾

冒頭に、ユダヤ人が他の諸国において同様に冷遇され、一種の「パリア (Paria)」としてみなされた時期に、「ヴィエルコポルスカのボレスワフ、カジミェシュ大王、ヴィトルド」が他の国家公民との同権をユダヤ人に保証しようと

したという「ポーランド国民的立法の精神」にしたがって、ユダヤ教徒の状態の改善は「時代の必要性である」と認識し、請願を行うことが宣言される。

次に、一八三三年六月一日の暫定規定については、その「重要性、有用性、合目的性」を評価し、「ユダヤ人の更なる上昇を準備する」という暫定規定の目的は大部分達成され、それによって開かれた「一般的解放の道」をさらに一歩進めるとした。

「一般的解放」の障害となっているものとして、特に挙げられたのは、移住の問題と軍役からの排除であった。前者は、特定の州に「異質な住民」を蓄積することは、結果的に「国家全体にとって有害」となるためであり、後者は、「人間、市民としての教育のための最も有効な手段」からユダヤ教徒を排除しているからである。

この状況の打破のためには、後に付された諸制限を除いた状態での「解放勅令」のポーゼン州への導入とプロイセン国家全域の拡大と適用であった。さらに、すでに廃棄された二九条を除いたまままでの形式を求めた⁽⁵¹⁾。そして、ポーゼン州議会は、「一般的福利が危険にならないという条件において」、「個人」に対して「完全な解放の門」を開くべきであるとした。

そのために必要なのが、ユダヤ教徒の「分離主義 (Separatismus)」の克服である。そのための適切な手段として、軍役と高等学校教育であるとした。軍隊は、ユダヤ教徒にとって、「完全な市民権のための最重要の予備学校」であり、ギムナジウムや同様な高位の実科学校も同様である。これらで過ごした若者は、「公共心」で満たされ、「精神的発展」を遂げるからであり、「硬直したユダヤ教徒」をキリスト教徒と分離する諸制約を克服することは期待できるからである。また、年長者にも立派な長所を持つユダヤ教徒もいる。このような人々のために、資格があるとみなさ

れた者を完全に解放する権限を参事会や市議会に与えるべきである。農村においては、自身の土地において、ユダヤ教徒の使用人とともに、六年間農業を営んだものは、完全な市民権を与えるべきである、とした。そして、具体的に以下を提案した。

(一) 一八三三年の暫定規定を、元来の形式で、さらに二九条を除いて一八一二年の「解放勅令」に置き換えること。また、この法律をプロイセン国家全域に拡大し、同時に、キリスト教徒臣民と同様、ユダヤ教徒に軍役を課すこと。

(二) 以下のようなユダヤ教徒に、完全な市民権、すなわち、あらゆる点においてキリスト教徒のプロイセン国家市民と同権を保証すること。

(a) 三年間の軍役を勤めたもの。

(b) ギムナジウムか高等実科学校に通い、良好な道徳・成績証明を得たもの。

(c) 自身の土地において、ユダヤ教徒のゲジンデとともに、少なくとも六年間農業に携わったもの。

(d) 都市においては、参事会や市議会の一致した決議により、資格があると認められたもの。

(三) この法律の迅速な発布。

以上を州議会は請願した。

国王は、この請願に対して、ポーゼン州のユダヤ教徒住民の状態とその市民的諸関係の改善はすでに調査の対象となっており、この提案は、準備された立法措置の確定の際にさらに考慮されると応じた。⁵²⁾

ここで確認しておくべきなのは、同権の対象となるユダヤ教徒は、「許容されたユダヤ教徒」まで大きく広がって

いることである。そして、その資格は、土地所有や財産所有ではなく、軍役という義務と教養と農業への従事というより得やすいものとなっているという。さらに、その資格を認めるのは、県ではなく、都市とされたのも特徴である。

おわりに

本稿では、第一回州議会における議論、一八三三年の暫定規定、第一回州議会における議論におけるユダヤ教徒の同権の問題とその条件を確認した。

第一回州議会は、ユダヤ教徒の同権に否定的であった。ユダヤ教徒を等級で区分することにも反対し、同時にユダヤ教徒のゲマインデ全体を社団として扱うことを要求していた。その上で、ユダヤ教徒の解放後を「一〇年後」に再び審議する、と事実上問題を先送りにしたことから見ても、ユダヤ教徒に対する恐れや不安があったといえるだろう。

一八三三年の暫定規定は、住民の側ではなく、官僚、特にフロットヴェル主導で制定されたものである。第一回州議会の議論と同様、ユダヤ教徒ゲマインデを社団化することで、県という行政装置を通じた国家による掌握を可能にした。一方で、第一回州議会の議論とは異なり、この規定はユダヤ教徒を二つに区分し、帰化ユダヤ教徒に市民権を付与するということが規定された。この規定の影響・その後の実態については別稿を期すこととする。

最後に、第七回州議会における議論では、無条件にユダヤ教徒の解放という意見も出されたが、最終的には一定の条件を満たした「個人」の解放が合意された。解放のための資格は、土地所有や財産所有ではなく、軍役という義務と教養と農業への従事という条件に変化しており、経済的自立と同時に、市民的自律を要求したものであるといえる。

このように、第七回州議会の見解は、第一回州議会の議論と比較すると、ユダヤ教徒の同権に関して大きく見解が

異なっている。これは、帰化ユダヤ教徒の活動、ユダヤ教徒共同体の孤立からの脱出、社会全体の知識・教育レベルの向上と考えられる。⁽⁵³⁾

ただし、第七回州議会の議論が行われたころには、政府はユダヤ教徒に関する統一的立法の草案が作られていた。これは、一八四七年七月二三日に発布された「ユダヤ教徒の諸関係に関する法律」である。⁽⁵⁴⁾この法律にポーゼン州議会の議論が影響を与えることはできなかったと推測できるが、ポーゼン州議会においては、一定程度ユダヤ教徒の解放を容認する世論が存在したことは本稿で確認できたといえるだろう。

〈注〉

- (1) ラウベルトの論考に関しては数が多いため、ここでは挙げないこととする。行論の必要に応じて挙げてある。Hagen, W., *Germans, Poles, and Jews. The Nationality Conflict in the Prussian East, 1772-1914* (Chicago/London, 1980); Kenlein, Sophia, *Die Posener Juden 1815-1848. Entwicklungsprozesse unter preussischer Herrschaft* (Hamburg, 1997). 上のポーランド語訳は、Kenlein, Sophia, *Zydzi w Wielkim Księstwie Poznańskim 1815-1848* (Poznań, 2001).
- (2) 長沼宗昭「ポーゼン大公国のユダヤ人について」『桜文論叢』七〇巻(二〇〇八年一月)。また、プロイセンのユダヤ教徒の解放については、長沼の他の諸論考も参照。
- (3) Streiter, Karl Heink, *Die nationalen Beziehungen im Großherzogtum Posen 1815-1848* (Bern/Frankfurt am Main/New York, 1986), S. 6-11.
- (4) *Gesetzsammlung für die königlichen Preussischen Staaten* (以下、GSと略) 1815, S. 45-46.
- (5) GS 1815, S. 85-98.

- (6) 拙稿「一九世紀前半プロイセンにおける国家と地域——ポーゼン州議会の分析から」『歴史学研究』七八七号（二〇〇四年四月）参照。
- (7) GS 1815, S. 103-104.
- (8) GS 1823, S. 129-130.
- (9) GS 1824, S. 141-148.
- (10) Oberhaus, Herbert, *Anfänge des Parlamentarismus in Preußen bis 1848* (Düsseldorf, 1984), S. 729.
- (11) 拙稿「一九世紀前半プロイセンにおける国家と地域」参照。
- (12) Bergmann, Eugen von, *Zur Geschichte der Entwicklung deutscher polnischer und jüdischer Bevölkerung in der Provinz Posen* (Tübingen, 1883), S. 242-247. 一八一六年の数字に関しては Kemlein, S. 58, Tabelle 2.
- (13) Kemlein, S. 60-61.
- (14) Batyś, Julian, Grand Duchy of Poznań under Prussian Rule. Changes in the Economic Position of the Jewish Population 1815-1848, *Leo Baeck Institute Year Book* 17 (1972), p. 194, Table 1.
- (15) Streiter, S. 20-21.
- (16) この規定の内容については、柳川平太郎「近世ドイツにおける領邦絶対主義とユダヤ人 一八世紀ブランデンブルク・プロイセンにおけるユダヤ人政策」松本彰、立石博隆編『国民国家と帝国 ヨーロッパ諸国民の創造』（山川出版社、二〇〇五年）八二—九〇頁参照。
- (17) Kemlein, S. 46.
- (18) Kemlein, S. 50-51.
- (19) Laube, S. G. (Hr.), *Gesetzsammlung des vormaligen Herzogthums Warschau, aus dem Polnischen übersetzt* (Posen, 1816), Bd. 1, S. 1

- (20) 「恥辱令」に関しては、有田英也『ふたつのナショナルリズム ユダヤ系フランス人の「近代」』(みすず書房、二〇〇〇年)、80頁参照。
- (21) Kemlein, S. 55-56.
- (22) GS 1812, S. 17-22. この勅令の意義については以下の詳細を Freund, Ismar, *Die Emancipation der Juden in Preußen* (Berlin, 1912/NID. 2004) を参照。
- (23) Kemlein, S. 73./Laubert, Manfred, *Die Verwaltung der Provinz Posen 1815-1847* (Breslau, 1923) (以下、Laubert, *Verwaltung* と略) , S. 255.
- (24) Kemlein, S. 73-74. また、植村邦彦『同化と解放 一九世紀「ユダヤ人問題」論争』(平凡社、一九九三年)、一三二-一四頁も参照。最終的に、また、最終的に、一八三〇年八月八日の内閣令で、「解放勅令」は、新しく獲得された諸州には適用されなことが明確となった。GS 1830, S. 116. vgl. Freund, Bd. 1, S. 245
- (25) GS 1816, S. 225-232
- (26) Kemlein, S. 75.
- (27) Sikorska-Dzięcielska, The Emancipation of Jews in the Opinion of the Inhabitants of the Grand Duchy of Poznań (1816-1848), *Polish Western Affairs* 34-1 (1993), p. 46.
- (28) 雑誌の抄録は、Laubert, Manfred, Die Judenfrage auf der posener Provinziallandtagen von 1827 und 1845, *Zeitschrift für die Geschichte der Juden in Deutschland* 2 (1932) (以下、Laubert, Judenfrage と略) ' S34 に所収。
- (29) *Der erste Landtag des Großherzogthums Posen im Jahre 1827/ Pierwszy Sejm Wielkiego Księstwa Poznańskiego w roku 1827* (Posen, 1829) (以下、PLT I と略) ' S. 10-12. この議事録はドイツ語とポーランド語併記である。
- (30) *PLT I*, S. 55
- (31) Kemlein, S. 96-97.

- (32) Comrad, Emil von, *Leben und Wirken des Generals der Infanterie und kommandierende Generals des V. Armeekorps Carl von Grohmann*, Bd. 3, (Berlin, 1896), Bd. 3, S. 274-294. ユダヤ教徒に関しては、S. 284-286.
- (33) Laubert, Manfred, *Verwaltung*, *13-*20. ユダヤ教徒に関しては、S. *17-*18.
- (34) Kemlein, S. 99.
- (35) Laubert, *Verwaltung*, S. 257-258.
- (36) Kemlein, S. 101-102.
- (37) GS 1833, S. 66-72.
- (38) 他には、兵役（一四条）、外国のユダヤ教徒との結婚の際の持参金として500R.までという規定（一五条）。外国ユダヤ教徒の移動に関する規定（三〇条）。規定の詳細のために更なる指示がレギールンクと警察に与えられるという確認（二九条）。
- (39) 長沼、二七—二九頁。
- (40) Kemlein, S. 109.
- (41) ラウベルトは、州議会におけるこの問題を扱ったことを、ポーゼンの市民層に自由主義が浸透したためとし、その筆頭にポーゼン市長ナウマン (Naumann) を挙げてゐる。他方で、ポーランド貴族も蜂起の失敗後、政治活動の基礎を民衆へ置き、そのために進歩的に振舞っているからであるとした。さらに、「最終的に議員を支配したのは、ポーゼン州を「過剰なユダヤ教徒から解放する」という望みであったとしてゐる。Laubert, *Judenfrage*, S. 38.
- (42) *Verhandlungen der zum siebenten Provinzial = Landtage versammelt geuesen Stände des Großherzogthums Posen* (Posen, 1845) (以下、*Verhandlungen PLT 7*と略), S. 190. この議事録はドイツ語のみである。三月一日と四月三日、四日の議論に関するポーランド語の議事録は、Dyaryusz Sejmiku Śródmiego Wielkiego Księstwa Poznańskiego, Nos. 28-31, s. 107-121. 筆者は、この議事録をポーランド語版の『ポーゼン大公国新聞 (Gazeta Wielkiego Księstwa Poznańskiego)』の付録として

確認した。

- (43) 寄せられた請願とは、(一) ポーゼンのユダヤ教徒ゲマインデの九五人の構成員からの請願、(二) ポーゼン市のユダヤ社団の行政指導者たちからの請願、(三) シュヴェーリンのユダヤ教徒ゲマインデからの請願、(四) リサのユダヤ教徒ゲマインデの指導者からの請願、(五) ヴォルシュタイン、ウンルーシュタット、ラックヴェイツ、ボムスト、ボムスト郡のユダヤ教徒ゲマインデ指導者からの請願、(六) グネーゼンのユダヤ教徒ゲマインデ指導者からの請願、(七) ブロンベルクのユダヤ教徒ゲマインデの行政官吏からの請願、(八) クロトシンのユダヤ教徒ゲマインデからの請願、(九) 州議会議員からの請願であった。
- (44) 委員長はジャウインスキ (Titus Dziatynski) で、全一〇名で構成された。 *Verhandlungen PLT 7, S. 17.*
- (45) *Verhandlungen PLT 7, S. 191-192. cf. Sikorska-Dziegielewska, p. 55.*
- (46) *Verhandlungen PLT 7, S. 192-193.*
- (47) *Verhandlungen PLT 7, S. 197.*
- (48) *Verhandlungen PLT 7, S. 212-214.*
- (49) *Verhandlungen PLT 7, S. 227-228.*
- (50) *Der siebente Landtag des Großherzogthums Posen im Jahre 1845/ Städt. Seym Wielkiego Xięstwa Poznańskiego w roku 1845* (Posen, 1845) (PLT 7と略) S. 125-128. この議事録はドイツ語とポーランド語併記である。
- (51) 「解放勅令」の二九条は、裁判籍とそれと結びついた後見の管理に関して、キリスト教徒とユダヤ教徒の間に差異はないことを規定している。
- (52) *PLT 7, S. 38*
- (53) *Sikorska-Dziegielewska, p. 64.*
- (54) *GS 1847, S. 263-278.*